

中小企業庁認定「官公需適格組合」
静岡県知事設立認可「県知事地第1-5号」
静岡県消防設備保守点検業協同組合
組合だより



第 54 号(新春号)



発行：令和7年1月吉日
住所：静岡市駿河区南町5番3号
TEL: 054-287-5091 FAX: 054-287-5092
メールアドレス: syoubougyou-k@mti.biglobe.ne.jp
HPアドレス: <https://www.siz-sba.or.jp/syob-k/>

私たちは、法令遵守を行動指針とし、官公庁発注の消防用設備等保守点検業務を通じて、**地域社会の安全・安心と地域活動の活性化に貢献**しています。

消防法に義務づけられている「消防用設備等点検報告」の点検業務は、各種消防設備士や消防設備点検資格者が行える「独占的業務」であることから、近年の高度化している建物の各種消防用設備等を一括発注で適正点検に対応するには、「**多数の点検有資格者を現場配置できる業務体制**」が必要不可欠です。

静岡県消防設備保守点検業協同組合は、消防法に基づき**各種資格者を多数雇用し、現場毎に必須である各種試験器具等を用いて、適正点検を実施している県内唯一無二の協同組合**です。

<組合員 61社、常用従業員 658人>

(内訳:消防設備士・消防設備点検資格者等 479人、電気工事士 206人、防火設備検査員 77人)

新春を迎え 皆々様の

ご多幸をお祈り申し上げます。

令和七年元旦

静岡県消防設備保守点検業協同組合

役員一同



1 西川和宏理事長の年頭の挨拶



令和7年(2025年)の年頭に当たり、組合員や組合関係者、組合をご支援いただいている皆様方におかれましては、静岡県消防設備保守点検業協同組合(官公需適格組合)への変わらないご支援、ご協力に心より感謝を申し上げます。

さて、昨年は日本では総理大臣が代わり、米国の大統領選でトランプ氏が勝利するなど、政治的に変革な年でした。また、世界経済を見ればウクライナなどの戦争は未だに終結の見通しが立たず、気候変動により農産物の高騰など、不安定な状況であります。また、国内経済は、急激な物価上昇と、担い手不足や賃金の高騰など私たち組合員を取り巻く環境は厳しい状況であります。

このような中、当組合が例年並みの共同受注を確保し、組合員配分を実現できていることは、組合員皆様のご協力のもとより、関係各位が当組合を官公需適格組合としてご理解いただいている賜物であると理解しております。また、昨年の通常総会で満場一致で採択された30年事業を推進し、事務室の安全確保対策、千葉県中小企業団体中央会主催の「官公需普及促進講習会」での講演(令和6年10月)、30周年記念ロゴの掲載などの取組を具体化することが出来ました。設立から30年経過した当組合は、再委託禁止を遵守し、組合に登録された各種資格者が誠実に点検・報告を実施し、発注者側から信頼を得てきた県内唯一の団体です。

しかしながら、公共施設等の点検業務は発注者側から見れば、再委託あるいは点検資格者の確認が難しい状況です。このため、今後も当組合は発注者側の信頼を得続けるため、組合員が益々精進し、組合事業の一層の充実に取り組み、全力で地域社会の安全と安心に貢献してまいります。組合員や組合関係者、組合をご支援いただく皆様方など、より一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

2 新年の御挨拶 静岡県危機管理部 危機管理監代理兼 危機管理部 部長代理 滝 明

明けましておめでとうございます。

静岡県消防設備保守点検業協同組合の皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、平素から静岡県民の安全、安心な暮らしを守るため、消防用設備等の保守点検や設備施工等を通じて、防火対象物に対する防火安全対策に多大なる御尽力をいただいておりますことに対しまして、深く感謝を申し上げます。

令和6年の能登半島地震から1年を迎えますが、被災地では、復旧復興の最中の昨年9月に豪雨災害に見舞われるなど、大変厳しい状況が続いております。近年、自然災害が激甚化、頻発化する中、静岡県では、孤立地域の発生やライフラインの機能支障の長期化など、能登半島地震で顕在化した課題等を踏まえ、さらなる防災対策の強化に取り組んでおります。

災害については、日頃から他人事ではなく我が身への危機として捉え、意識と備えを高めることが重要です。例えば、身を守る防災 DX として、スマートフォンへの静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」や天気予報アプリのインストール、静岡県の河川水位、雨量などの情報や防災気象情報がわかる静岡県防災情報サイト「サイポスレーダー」、市町防災メール登録による災害情報配信などの活用が有効です。また、ネット学習・体験として、静岡県デジタル地震防災センターの館内疑似見学ツアー「3D ウォークスルー」や仮想現実で災害を疑似体験できる「災害体験 VR(バーチャルリアリティ)」など、わかりやすいサイトもあります。

貴組合員の皆様におかれましては、静岡県民の生命や財産、生活等を守るため、今後とも、消防用設備等の適切な保守点検・維持管理業務に御尽力いただきますようお願い申し上げます。

結びに、貴組合のますますの御発展と、組合員の皆様の御健勝を心から祈念申し上げ、新年の御挨拶とさせていただきます。



3 年頭の御挨拶 静岡県経済産業部 部長代理 齊藤 卓己

明けましておめでとうございます。

静岡県消防設備保守点検業協同組合の皆様には、健やかに新年を迎えられましたこととお慶び申し上げます。

貴組合におかれましては、消防設備の工事や保守点検等を通じて、県民の生命や財産を守る業務に御尽力いただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

県内の景気は、緩やかに持ち直しの動きが見られるものの、県内企業は、人手不足や物価高騰の長期化など、多くの課題に直面しています。県では、こうした課題を踏まえ、持続的な経済成長や地域の活性化に向けて、産業人材の確保・育成、中小企業の経営力の向上、次世代産業の創出に取り組むなど、「幸福度日本一の静岡県」の実現に向けた施策を展開してまいります。

昨年は、元日の能登半島地震、夏の「南海トラフ地震臨時情報」の発表、台風10号による豪雨被害などが相次ぎ、県民の皆様の防火・防災に対する意識も一段と高まっております。

県といたしましては、県民の皆様の生命や財産を守るため、BCP(事業継続計画)モデルプランを活用し、BCP策定個別相談会開催や、BCP策定ワークショップ開催支援など、災害対策の強化に取り組んでまいります。

貴組合におかれましても、これまで培われた専門的な知識と高度な技術を活かし、消防用設備の保守・点検等の適切な実施により、引き続き安全・安心な地域づくりにお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、今年一年間の貴組合のますますの御発展と、組合員の皆様の御健勝と御活躍を祈念申し上げます。新年の御挨拶といたします。



4 年頭の御挨拶

静岡市消防局

消防局長

池田 悦章

明けましておめでとうございます。

静岡県消防設備保守点検業協同組合の皆様方におかれましては、日頃から消防行政の円滑な推進に御協力いただくとともに、消防用設備等の保守点検業務等を通じ、地域の安全・安心の確保のために御尽力いただき、深く感謝申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、元日に発生した能登半島地震では、日本海沿岸の広範囲で津波が観測されたほか、土砂災害、火災、液状化現象、家屋の倒壊等が相次ぎました。帰省者等が多く、人的被害も拡大するなか、交通網が寸断されるなど、社会的な影響も大きく、甚大な被害もたらされました。

さらに、8月には日本列島各地で自然災害が頻発しました。南海トラフ地震臨時情報の発表にも繋がった宮崎県日向灘地震、岩手県大船渡市付近に上陸した台風5号、鹿児島県薩摩川内市付近に上陸した台風10号等の自然災害の猛威により、日常からの非常食・日用品の備蓄や、家具・備品の固定による転倒防止対策等を含めた「身近な備え」の重要性が、改めて浮き彫りになったところです。

一方、事業所等における火災等の人的要因を主とした災害対策に目を向けますと、防火管理体制等のソフト面だけではなく、消防用設備等の適正な設置及び維持管理といったハード面の整備が、被害軽減のためには必要不可欠です。当消防局では、施設環境整備の一助となるよう、立入検査において適切な行政指導等を行うとともに、あらゆる機会を通じて効果的・効率的な火災予防対策を推進すべく取り組んでおります。貴組合及び組合員の皆様方におかれましても、地域住民が安全・安心に生活できる社会の発展と、その根幹をなす防災体制の更なる強化のため、引き続き御尽力いただきますようお願い申し上げます。

結びに、貴組合の益々の御発展並びに組合員の皆様の御健勝及び御活躍を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



5 年頭のご挨拶

静岡県中小企業団体中央会

専務理事

田中 秀幸

明けましておめでとうございます。静岡県消防設備保守点検業協同組合様並びに組合員企業の皆様方に於かれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、我が国では急速な少子高齢化により、人口の上昇の勢いが止まり下降に転じつつある「調整局面」から、明らかに下降が続く「減少局面」に移行する人口減少社会に突入しました。

こうした状況においては、人口増加とともに経済も持続的に規模を拡大するという前提は名実とともに過去のものとなり、人口減少により市場が縮小する中で、いかに持続的に収益を維持向上するかが大きな経営課題となります。

しかし、中小企業においては、必要とする経営資源が限られた中で、自助努力により、新市場の開拓や製品・サービスの高付加価値化を実現し収益を維持するためには多くの困難を伴います。

そこで、本会では、「共同による稼ぐ力向上」をテーマに、中小企業の連携組織である組合による組合員の稼ぐ力向上への取り組みを支援すべく、現在、様々な事業に取り組んでおります。組合の組織力を活用して、新市場開拓や新製品・サービスの開発に取り組み、組合員の稼ぐ力向上の実現に向けて伴走してご支援させていただいておるところであります。

そして、こうした取り組みが着実に行われるためには、その土台となる社会インフラの強化が急務となりますが、建造物・構造物の維持管理という点に於いて、火災の予防や災害に因る被害の軽減に貢献される貴組合には益々大きな期待が寄せられております。貴組合に於かれましては引き続き地域社会の安心・安全の確保に向け、活発な事業運営を改めましてお願い申し上げます。

本会と致しましては、官公需適格組合制度の普及・促進に努めて参りますとともに、中小企業組合並びに中小企業の皆様の振興発展に向け、役職員一丸となり、新年の決意も新たに業務に邁進することをお誓い申し上げます。

結びに、本年が皆様にとりまして、活気と希望に満ち溢れる輝かしい1年となりますよう心よりご祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。



6 官公需の概要と組合の取組

- 当組合では平成13年11月に中小企業庁から官公需適格組合の認定を頂き組合活動を進めています。
今回、改めて官公需適格組合の概要と取組内容を紹介します。

(1) 国の取組

<官公需とは>

- 「官公需」とは、国や地方公共団体等が、物品購入、役務・サービスの提供依頼、工事の発注を行うこと。
- 国(省庁、独立行政法人、国立大学法人等)の官公需総額は約 9.5 兆円
- 地方公共団体の官公需総額は約 17.5 兆円 (令和 4 年度実績)

【官公需総額】		
国等 (199機関) 9兆5,285億円		
【機関別】		
国 (18機関)	5兆4,262億円 56.9%	独法等 (181機関) 4兆1,023億円 43.1%
【発注内容別】		
物件 2兆7,264億円 (物品購入、印刷等) 28.6%	役務 3兆0,096億円 (庁舎管理、通信等) 31.6%	工事 3兆7,925億円 (道路整備、庁舎整備等) 39.8%
(注) 金額は、それぞれの機関からの金額の積み上げ、端数処理のため、合致しない場合がある。		

<官公需法の概要>

- 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和 41 年法律第 97 号)」(官公需法)は、国等が調達を行う際には、中小企業の受注機会の増大に努力するよう定めた法律。
- 地方公共団体も、国に準じて取組を行うよう努めている。

<官公需適格組合制度の概要>

- 経営規模の小さな中小企業一社では受注が難しい高額の場合でも、数社で共同して受注すれば、確実に契約を履行できる場合があります。その対応の一つとして、協同組合等による官公需の共同受注であります。
- 官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約について十分に責任をもって履行できる経営基盤が整備されている組合であることを、中小企業庁が証明する制度。この証明を受けられる組合は、事業協同組合、企業組合、協業組合等で一定の基準を満たしていることが条件になっています。

※官公需適格組合数 全国 899 組合 県内 48 組合(令和 6 年 6 月末現在)

(2) 県の取組

- 平成 26 年 3 月に静岡県議会で「静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例」が制定され、条文中に官公需適格組合の受注増大に係る官公庁等の努力義務が明記されました。

(3) 官公需適格組合としての組合の取組内容

○ 厳しい認定基準

官公需適格組合として証明を受けている組合は、事業協同組合、企業組合、協業組合等で一定の基準を満たしていることが条件になっています。

- ア) 組合の共同事業に関し、組合員の協調裡に円滑に行われていること。
 イ) 官公需の受注について熱心な指導者がいること。
 ウ) 事務局常勤役職員が2名以上いること。
 エ) 共同受注委員会が設置されていること。
 オ) 役員と共同受注した案件を担当した組合員が連帯して責任を負うこと。
 カ) 共同受注した案件に関する検査体制が確立されていること。
 キ) 組合運営を円滑に遂行するに足りる経常的収入があること 等

また、認定には、3年に一度の更新審査が実施されます。

このため、組合では、①検査体制の構築 ②有資格者の確認 ③適正価格のための積算基準の作成などの取組を進めています。

①検査体制の構築

6名の検査員が年2回の保守点検業務をチェック

- ・前期(書類検査:全数、例年9~10月)
- ・後期(現地検査:抽出、例年1~3月)



②有資格者の確認

建築物の設備の複雑化かつ高度化が進む消防用設備等の保守点検業務では、公共施設の決められた点検スケジュールの中で、設備ごとに見合う多数の有資格者を同時並行して配備できることが不可欠

このため、毎年4月に有資格者を確認し、適切な人員配置で適正な試験器具等を使用して業務を実施

※消防法では点検・整備を実施できる「消防設備士・乙類」、点検・整備と工事を実施できる「消防設備士・甲類」、さらに業務実績など一定の要件を満たす場合に交付される、点検できる「点検資格者」が定められています。

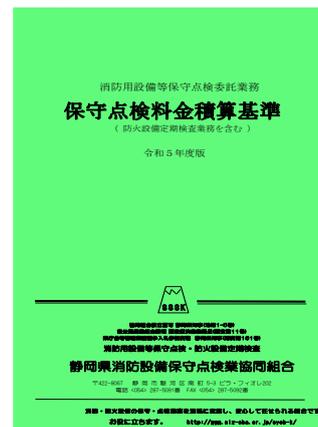
設備名	消防設備士(国家資格)	点検資格者(同左)
消火設備	甲種・乙種1, 2, 3類、乙種6類	1種
警報設備	甲種・乙種4類、乙種7類	2種
避難設備	甲種・乙種5類	2種
実施可能業務	点検、整備、※工事	点検のみ
防火設備	防火設備検査資格者	—

※ 工事が出来るのは甲種だけ

③適正価格のための積算基準の作成

共同受注する消防用設備等保守点検業務の「質の確保」と「点検料金の積算根拠を明確化」することを目的に、令和5年度に保守点検料金積算基準を刊行しました。

これは、消防用設備等保守点検料金が、総務省 HP で示されている公共調達の基本方針に維持して「法令遵守に基づく積算」を基本としており、大幅な労務単価や歩掛等の削減防止を図ります。



7 青年部会 交流促進 幹事会の開催

組合青年部会の連携交流担当委員会では、令和 6 年 10 月 18 日(金)に静岡市内のボウリング場で「組合青年部会親睦会(ボウリング大会)」と新規加入者の歓迎会を開催しました。

今回は新規の若者が加入したことから、組合内の幅広い交流と連携を深めるために実施しました。

青年部長のほか賛助会員、組合員からの参加者を含む 10 数名の参加者があり、開会式後、日ごろ鍛えた腕を振るい白熱した 2 ゲームで順位を決め、表彰式となりました。これまで、あまり青年部会に参加されなかった方も参加され、歓迎会は大いに盛り上がり交流と連携の輪が広がりました。

今回都合により参加できなかった方も含め、次回はより多くの方の参加を期待しております。



また、今回で 16 回目となる「組合青年部会 ゴルフコンペ」は、令和 6 年 11 月 18 日(月)に晴天の中、県議会議員の中沢先生を迎えて浜松カントリークラブで開催しました。参加者は日ごろの練習の成果を発揮していましたが、午後から遠州特有のからっ風で、多くの参加者が苦戦しました。プレー中や表彰式でこれからの青年部会のことや組合員の現状などの意見交換ができ、業務の連携と交流を深めることができました。



令和 6 年 11 月 27 日(水)青年部会の幹事会を静鉄ホテルプレジオ(静岡駅南)で開催しました。

これは、青年部会が設立して 10 年目を迎えることから、来年度に向けた役員人事の調整や今後の進め方について検討をしました。参加された役員の方々から活発な意見を頂き、次年度に向けて新たな青年部会として進めていくことになりました。

8 健康保険証等の提出書類の変更(お知らせ)

今年 12 月 2 日から健康保険証がマイナンバーカードによるマイナ保険証に統一されました。

これまで、県立高等学校や静岡市教育委員会等の共同受注事業では、委託仕様書等に雇用関係を証明するために健康保険証の写しを添付することとなっています。

しかし、マイナ保険証の写しを添付しても会社名などは記載されていないことから、発注元に相談したところ、来年度以降は健康保険証の写しに代えて、**健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書を添付**することとなりました。

この通知書には会社の全社員が記載されていますので、提出にあたっては、 unnecessary 部分を黒塗りしていただければと思います。

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定額通知書 提出例

被保険者 整理番号	被保険者氏名	適用年月	決定後の標準報酬月額		生年月日	種別
			(健保)	(厚年)		
8	鷺巣 節子	R6.9	■ ■ 千円	■ ■ 千円	S00.00.00	第二種
10	伊藤 晃	R6.9	■ ■ 千円	■ ■ 千円	S00.00.00	第一種

なお、個人組合員など国民健康保険加入者は、これまでどおり組合加入承認書を添付します。

(詳細は組合 HP でご確認ください。)

◆◆◆ 組合顧問弁護士兼理事の法律メモ ◆◆◆



～共同親権について (1)～

今回からは共同親権についてお話していきます。

令和5年5月17日に離婚後の共同親権についての民法改正案が可決され、同年5月24日に公布され、公布から2年以内に施行されることになりました。

この改正により、離婚後は父母いずれかの単独親権となっていたものが、共同親権も可能な制度となりました。

ここで親権とは、子どもを監護・教育する権利、子どもの居住地を決める権利、子どもの財産を管理する権利、子どもの法律行為を代理する権利等を言います。

改正後の民法では、この親権について、父母の共同親権とするか、父母のいずれかの単独親権とするか、選択できることになりました。必ず、共同親権としなければならないわけではないことに留意して下さい。

では、単独親権とするのか、共同親権とするのか、どのように決めるのでしょうか。

この点、まずは、父母の協議によってどちらを選択するのかを決めます。

もし、父母の協議がまとまらなかったり、裁判で親権を争っている場合には、家庭裁判所が単独親権とするのか、共同親権とするのかを決めます。

そして、家庭裁判所は、以下のとおりの改正民法 819 条 7 項に規定されている事情を考慮して最終的な判断を下します。

「裁判所は、第二項又は前二項の裁判において、父母の双方を親権者と定めるかその一方を親権者と定めるかを判断するに当たっては、子の利益のため、父母と子との関係、父と母との関係その他一切の事情を考慮しなければならない。この場合において、次の各号のいずれかに該当するときその他の父母の双方を親権者と定めることにより子の利益を害すると認められるときは、父母の一方を親権者と定めなければならない。

- 一 父又は母が子の心身に害悪を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- 二 父母の一方が他の一方から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動(次項において「暴力等」という。)を受けるおそれの有無、第一項、第三項又は第四項の協議が調わない理由その他の事情を考慮して、父母が共同して親権を行うことが困難であると認められるとき。」

この規定についての解釈や運用等については、次回にお話します。 以上

顧問弁護士 吉川 友朗

静岡法律事務所 ふたば鷹匠事務所
静岡市葵区鷹匠 1-4-1 佐野ビル3階
電話 054-205-2250
FAX 054-205-2290



通常総会のお知らせ (予告)

- 第31回通常総会
日時:令和7年(2025年)5月20日(火) 16時30分開会
会場:グランディエール・ブケトーカイ(静岡市葵区)
- 同組合関係者懇親会
日時:令和7年(2025年)5月20日(火) 17時30分開会 同会場
- 第10回青年部会通常総会
日時:令和7年(2025年)5月20日(火) 16時00分開会 同会場

○ 組合員の異動（お知らせ）

（株）共同設備 代表者 高沢 豊秀から 遠藤 英人 に変更になりました。
 能美防災（株）静岡支社 代表者 高沢 豊秀から 遠藤 英人 に変更になりました。

< 組合員名簿 >

会社名	代表者	住所	電話
広伸防災（株）本社	飯塚史洋	富士市川成島	0545-63-2178
沼津支店	鈴木広昭	沼津市沼北町	055-923-3363
鈴与技研（株）東部支店	高田靖彦	沼津市大諏訪	055-941-6481
ニッセー防災（株）	土谷直人	裾野市佐野	055-992-5213
（株）アオイテレテック	佐野靖浩	静岡市駿河区	054-286-1256
（株）SG 防災テクノサービス	杉村友也	藤枝市田沼	054-637-1260
（株）共同設備	遠藤英人	静岡市葵区	054-265-9255
近藤設備	近藤晃弘	静岡市駿河区	054-256-0690
消防機材山治（株）	福井隆幸	静岡市葵区	054-248-0119
鈴与技研（株）本社	杉山和幸	静岡市駿河区	054-281-3311
関防災設備	関貫之進	静岡市清水区	054-351-1557
（株）セキュア	石神利明	島田市金谷	0547-47-3100
セルコ（株）静岡支店	橋詰 歩	静岡市駿河区	054-288-2210
セルコ産業（株）	西川和宏	静岡市駿河区	054-260-6009
太平エフ・イー・システム（株）	平野和真	静岡市駿河区	054-257-6855
（株）タピア	湊 宏治	静岡市葵区	054-248-6466
日興電気通信（株）静岡営業所	奥田敏光	静岡市駿河区	054-266-6762
（株）日本防災システム	大島至了	島田市中河町	0547-35-2001
花村消防設備	花村英樹	静岡市葵区	054-277-3194
（株）ピーティーエス	坪井政春	静岡市清水区	054-388-9989
（株）富士消防機商会	荒瀬敏弘	静岡市清水区	054-366-7034
（株）プラステクト	鈴木 努	静岡市葵区	054-204-1882
マナブ防火防災メンテナンス	遠藤 学	静岡市清水区	080-4939-0093
宮崎設備	宮崎誠二	静岡市葵区	090-6616-4448
宮澤電池産業（株）	宮澤 学	静岡市葵区	054-247-1211
明幸電業	鈴木秀幸	静岡市駿河区	054-256-2878
E.BOSAI	太田悦由	浜松市浜名区	090-1563-5019
（株）石垣防災	石垣益年	浜松市浜名区	053-587-5699
（株）エイト・エス・イー・エム	町田和久	掛川市亀の甲	0537-24-0407
（株）遠州消防設備	神谷知宏	磐田市天竜	0538-34-6574
太田防災	太田濟広	浜松市天竜区	053-925-2814
木下電気（株）	木下哲志	浜松市浜名区	053-582-3930
北沢防災設備（株）	北澤浩之	浜松市浜名区	053-586-4100
（株）北島電設	北島 実	浜松市中央区	053-433-5303
（株）久嶋防災	久嶋宏之	浜松市中央区	080-2662-3019

会社名	代表者	住所	電話
サイトウ防災	齋藤 至	浜松市中央区	053-474-3837
三興電機（株）	村串守啓	浜松市中央区	053-436-5111
（株）季高防災メンテナンス	季高典裕	浜松市中央区	053-435-4308
鈴木消防設備	鈴木政則	浜松市中央区	090-5118-8048
（株）鈴木防災	鈴木啓示	磐田市富丘	0538-84-7455
鈴木防災	鈴木芳武	浜松市中央区	053-465-6334
鈴与技研（株）西部営業所	川村孝祐	掛川市本所	0537-27-2331
西遠消防機具（株）	松井清海	浜松市浜名区	053-586-4456
セルコ（株）本社	西川和宏	浜松市中央区	053-463-1341
掛川営業所	高島俊太郎	掛川市菌ヶ谷	0537-22-0119
磐田営業所	鈴木睦久	磐田市西貝塚	0538-31-8565
湖西営業所	古橋佳彦	湖西市吉美	053-575-3119
相互電池産業（株）浜松事務所	石原忠勝	浜松市中央区	053-424-7552
（株）タキボウ	瀧 雅也	浜松市中央区	053-523-7500
（株）タナカ総合	田中誠次	浜松市中央区	053-543-9723
中部防災工業（株）	松坂直和	浜松市中央区	053-438-3081
TF サービス	古橋有一朗	浜松市中央区	090-7617-8408
電通システム（株）	木下敏彦	浜松市中央区	053-441-3911
東海消防技研（株）	佐藤 誠	浜松市中央区	053-463-5601
東海防災（株）	大村 誉	浜松市中央区	053-474-2627
（株）豊田消防設備	金原克己	磐田市東貝塚	0538-36-0119
日興電気通信（株）本社	堀部成信	浜松市中央区	053-439-1125
ニッコウプロセス（株）	加藤裕介	浜松市中央区	053-439-1122
（株）日本防火研究所	市川智也	浜松市中央区	053-461-1373
（株）袴田防災設備	竹内宏行	浜松市浜名区	053-587-1373
浜松総合防災設備（株）	伊藤直人	浜松市中央区	053-465-4664
（株）富士電機浜松	小池浩司	浜松市中央区	053-464-1183
（同）藤屋設備	近藤奈央	浜松市浜名区	053-542-0084
防災設備社（株）	金野 均	浜松市中央区	053-423-0119
（株）北部防災工業	鈴木康之	磐田市大久保	0538-38-1742
宮下防災	宮下 光	袋井市天神町	080-5100-3088
みゆき防災	野末 悠	浜松市中央区	090-5454-2003
ムラツター	村松哲也	浜松市中央区	053-437-6711
ライト・アーマー	中村文彦	浜松市中央区	080-5130-1996

< 賛助会員名簿 >

会社名	代表者	住所	電話
TOA（株）静岡営業所	中矢直樹	静岡市葵区	054-251-5350
能美防災（株）静岡支社	遠藤英人	静岡市葵区	054-340-0013
パナソニック（株）エレクトリック・ワークス社 静岡（株）	竹内宗蔵	静岡市葵区	054-261-8618
ホーチキ（株）静岡支社	丸山清太郎	静岡市駿河区	054-202-3811

理事長	西川和宏	セルコ株式会社
副理事長	杉山和幸	鈴与技研株式会社
副理事長	堀部莞爾	ニッコウプロセス株式会社
理事	飯塚史洋	広伸防災株式会社
理事	吉川友朗	静岡法律事務所 ふたば鷹匠事務所
監事	土谷直人	ニッセー防災株式会社
監事	佐野靖浩	株式会社アオイテレテック
事務局長	伊藤 晃	専務理事兼務
事務局職員	鷲巣節子	



※今年度は 30 周年を記念した記念ロゴマーク
 を使用していきます。

